

60歳過ぎてからの新・ これを知らないと

マネーの裏ワザ 税務署の餌食に



絶対得

する

来年1月からの民法改正を
うまく利用して、
老後マネーを守って、
増やす、新しい考え方

「老老相続」

「老老年金」

「老老貯金」

教えます

老老相続

妻への「生前贈与」で
これだけお得

いまのうちにやっておこう

配偶者居住権の罠

総務省の家計調査（17年度）によれば、高齢者の夫婦世帯は平均毎月5万円以上の赤字だ。夫婦一丸となって「相続・年金・貯金」を、正しい方法で運用していかねばならない。

来年1月から、いよいよ相続にかかわる民法改正が施行される。改正にはメリットもある。だが、

来年1月からの民法改正だけではない。3月に終わる節税特例もあるし、4月まで待てばグッと得する方法もある。もちろん、近づいてはいけない制度もある。本音で、最も得する方法を一挙紹介する。

酒を、だ。新ルールのもとで、絶対得する方法を、項目別に伝授していこう。まずは何よりも相続対策だ。自分が亡くなった後、最愛の妻にどうやって資産を残すべきか？

今回の民法改正のポイントとは、未亡人となる妻の生活をより重視することにある。夫が亡くなった後、妻が家に住み続けることができる「配偶者居住権」が新設され、また婚姻20年以上の夫婦に対して、贈与時の妻の権利が拡充された。

どんな妻が配偶者居住権で得をするのか？

配偶者居住権が設置されたのは、以下のようなケースを解消するためだ。遺産分割の際、妻が家を相続してしまうと、手元に生活資金が残らない。子どもたちに法定相続分の資産を残そうとすれば、自宅の売却を迫られ、妻は住む家を失う……。

だがこれからは、妻が配偶者居住権を設定すれば、自宅を売却せずとも、資産をうまく子どもと分け合うことができる。30ページ図の①で、住宅6000万円のうち、居住権が3000万円であれば、残りの3000万円分の所有権を子ども2人が相続できる。こうして妻は3000万円分の居住権と、2000万円の現金を相続することができるというのだ。

夢のような制度に見えるが、この居住権にはデメリットも多い。「年齢が若い妻は居住権に守られないでしょう」というのは、夢相続代表の曾根恵子氏である。「居住権の価値を法務省の簡易評価法で試算すると、妻の平均余命が長ければ長いほど、居住権の価値が高くなり、短ければ短いほど安くなります。つまり若い妻ほど相続できる現金が減り、高齢の妻ほど増えることになる。その分岐点はおおむね65〜75歳あたりです」

絶対得する
「老老相続」「老老年金」
「老老貯金」教えます

妻に2000万円分の所有権を生前贈与する。残りの資産8000万円を相続の際に遺産分割すれば、住宅分の残り3000万円と現金の1000万円を非課税で妻に残すことができる。単に相続すれば、5000万円分の資産しか残せないが、生前贈与を活用することで1000万円多い資産を妻に渡せるのだ。

ただし、あまり集中して妻に資産を多く残すと2次相続で子どもたちに過重の負担を強いる。2人の子どもの基礎控除は4200万円まで。妻が余命を謳歌して資産が減ればいいが、この基礎控除を超える資産が残るような人は、2次相続まで考えることが必要だ。

「とりわけ高齢の妻であれば、2次相続までの期間が短くなりがちです。妻も残された資産をほとんど残したまま、再び高額相続税を子どもたちに負担させることになり

探算分岐点はここだ

17年の男性の平均寿命81・09歳、女性は87・26歳。いずれも過去最高を記録した。

「寿命が延びているのに比例して、老後の医療費、介護費は増えている。しかし自分の寿命は短いと思って、より早く年金をもらおうとしてしまう人

も多い。がんや脳梗塞といった大病にかかるかわかっている、早くもらうに越したことはない。でも、だが、より考慮せねばならないのは、病気よりも長生きへの対応なのです」(FPアソシエイツ&コンサルティング代表・神戸孝氏)

長生きのリスクに対応するため、老夫婦の「老老年金」においては、年金の受給開始時期はもっとも重要な問題だ。しかし、複雑につきはぎされた年金制度から、夫婦の最適な年金受給の仕方を読み解くのは至難の業だ。本誌は年金のプロの分析を加え、賢い年金のもらい方を導き出した。

夫婦の年金の受給開始は夫が65歳、妻が70歳が最もお得である——本誌はこう結論づけた。平均的な夫婦(夫は元サラリーマン、妻は専業主婦)の最適な年金受給開始年齢である。

年金の繰り上げ、繰り下げについて簡単にやさしいしておこう。

老齢基礎年金は65歳か

賢い「年金のもらい方」があった

老老年金

夫の死後に妻が得する

かねない」(前出・吉澤氏)では2次相続を考慮すれば、妻への資産の配分はどの程度を考えるのが妥当なのだろうか。

「多くの相続を扱ってきた私の経験から言えば、1次相続の際に妻4割、子に6割という配分が、

2次相続まで考えたときのベストな判断です」(税理士・岡野雄志氏)

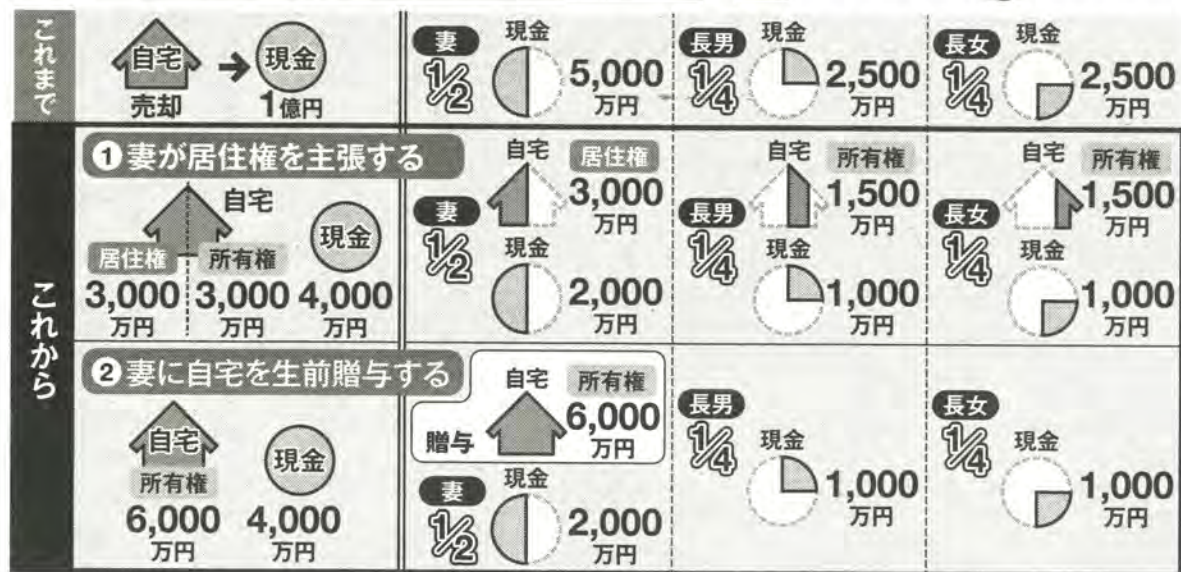
金融資産の多い人には、一時払い終身保険も利用したい。妻のための男の終活保険と言えるだろう。

「受取人を指定できる保険は非常に安心です。子

が2人いる場合、妻に受取人として非課税で残せる保険金は1500万円。1000万円単位の加入料(現金)を資産からはずし、妻にスライドできます」(前出・吉澤氏)

しかし最もお得な相続とは「争続」を未然に防

新しい老老相続



「高齡」「同居」が配偶者居住権のポイントだ。では、子どもと同居する見込みのない妻や、若い妻が検討すべきは、ずばり「生前贈与」だ。

今回の民法改正では、婚姻期間が20年を超える配偶者への生前贈与は、遺産分割の対象から外すように改正された。

従来は、妻に自宅を生前贈与したとしても、遺産の先渡しをしたとみなされた。相続財産として扱われ、自宅6000万円と現金4000万円の遺産を子ども2人と分割した場合、妻に残る資産は自宅の5000万円分

「妻4割、子6割」の法則

要になっても安心です」(曾根氏)

子ども夫婦との同居世帯には追い風というのは、前出の吉澤氏も同意見だ。「母と嫁との関係が悪化し、母が追い出されてしまうようなケースで、居住権は有効です。

しかも今回の民法改正では、嫁が義父母の介護にあたった際の寄与料も認められました。同居している小規模宅地の特例が使えて、子ども夫婦にとって2次相続の際の税の減額メリットも大きくなるのです」

のみだったのだ。これでは妻に現金は残らない。これが法改正後は、妻に生前贈与された自宅は、相続の際に遺産分割の対象からはずれ、妻にも2000万円の現金が残ることになる(上図の②)。

「生前贈与を活用しておけば、自宅は自分のものなので、たとえば老人ホームに入ろうと思えば、自分の意思で売却できる。現金も十分に残り、一人暮らしとはいえ、自由度の高い生活が送れるのです」(前出・曾根氏)

贈与には相続に比べて高率の贈与税がかかるが、ここで使えるのが、贈与税の配偶者控除の利用だ。

住居用の不動産は妻に生前贈与すれば、2000万円まで非課税だ。加えて相続税の配偶者控除も利用して、すべてを妻に渡してしまえば、現金も残すことができる。

住宅5000万円分、現金が5000万円の1億円の資産があれば、ま